

令和2年7月9日	
所 属	災害対策課
所属長	馬淵 勉
電 話	06-6489-6165

尼で生まれた衛生用品を災害時に供給 マスク・消毒液の供給に関する協定を締結

尼崎市では、新型コロナウイルスの感染拡大第2波に備えて、必要となる衛生用品の迅速な確保を目的として、市内の生産事業者3社の協力を得て、自社生産のマスクや消毒液等を供給していただく防災協定を締結します。

本協定の締結先は3社とも市内に本社をおいてマスク、消毒液や薬用ハンドソープを生産されている事業者で、尼で生まれた＝尼崎市で生産された衛生用品を災害時等に提供いただきます。

1 協定締結先

(1) 消毒液の供給に関する協定

大阪油脂工業株式会社（尼崎市大浜町2丁目5-2）

除菌用消毒液等を自社生産されており、環境に配慮した詰め替え用の薬用ハンドソープ等の製造にも着手されています。



消毒液、ハンドソープ（大阪油脂工業株式会社）

(2) マスクの供給に関する協定

ア 株式会社ショウワ（尼崎市久々知西町2丁目6-36）

業務用洗浄機等の販売を行う事業者で、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、不織布マスクの自社生産に着手されました。



オリジナルマスク（株式会社ショウワ）

イ ユニオン工業株式会社（尼崎市西川2丁目6-13）

靴下編機の販売等を行われていますが、市場のマスク不足を受け、靴下編機で布マスクを製造できるプログラムを独自開発し、生産体制を確立されています。



布マスク（ユニオン工業株式会社）

2 協定締結による期待される効果

災害時、感染症発生時において、協定締結事業者に直接、マスクや消毒液の生産を要請できるため、市場流通の影響を受けにくく、衛生用品の迅速な確保が期待できます。

また、他都市で災害等により、これら衛生用品が不足し、尼崎市がこれを支援する場合にも供給が可能となります。

3 協定書（案）

別紙のとおり

<協定締結式を行います>

- | | | |
|-----|---|-----------------------|
| 1 日 | 時 | 令和2年7月14日（火）午後3時～午後4時 |
| 2 場 | 所 | 尼崎市役所 南館2階 市長室 |

以 上

災害発生時等における消毒液等の供給に関する協定書（案）

令和 年 月 日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 稲村和美 印

乙 兵庫県尼崎市大浜町2丁目5番2号

大阪油脂工業株式会社

代表取締役社長 小島成介 印

尼崎市（以下「甲」という。）と大阪油脂工業株式会社（以下「乙」という。）は、尼崎市域内で災害、感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、もしくは尼崎市域外において災害が発生しこれを甲が支援する場合（以下「災害発生時等」という。）における消毒液その他防疫に必要な物資（以下「消毒液等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等における消毒液等の供給について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症をいう。

（消毒液等の供給等）

第3条 甲は、災害発生時等において、消毒液等を必要とするときは、乙に対し、物資供給要請書（1号様式）により、乙の保有する消毒液等の供給を要請するものとする。ただし、緊急のため物資供給要請書による要請のいとまのない場合は、口頭等による要請を行うことができる。

2 甲は、前項ただし書の規定による要請を行ったときは、その後速やかに、物資供給要請書を乙に提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、甲に対し、物資供給要請書の内容に基づき、消毒液等を供給するものとする。ただし、乙が災害による被害を受けた場合その他の消毒液等の供給が困難であると認められるときは、この限りではない。

4 消毒液等の運搬の方法及び引取場所は、甲乙協議の上定めるものとし、甲は、当該引取場所において乙の提出する出荷確認書（第2号様式）により確認のうえ、消毒液等を引き取るものとする。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給の要請を行うことのできる消毒液等は、次のとおりとする。

- (1) 除菌用アルコール消毒液
- (2) 手指用アルコール消毒液
- (3) 次亜塩素酸水
- (4) 薬用ハンドソープ
- (5) その他甲が指定する物資

(費用負担等)

第5条 乙が供給した消毒液等の費用及び当該消毒液等の運搬に要した費用（以下「本件費用」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 本件費用は、災害発生時等の直前における適正な価格を基準として甲乙協議のうえ決定する。
- 3 甲は、乙からの適法な請求があった日から30日以内に、本件費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害発生時等に備えるものとする。

- 2 甲及び乙は、担当者に変更があった場合は速やかに報告しなければならない。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲及び乙が、書面によりこの協定の解除の合意をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

以 上

災害発生時等におけるマスク等の供給に関する協定書（案）

令和 年 月 日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 稲村和美 印

乙 尼崎市久々知西町2丁目6番36号

株式会社ショウワ

代表取締役 藤村俊秀 印

尼崎市（以下「甲」という。）と株式会社ショウワ（以下「乙」という。）は、尼崎市域内で災害、感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、もしくは尼崎市域外において災害が発生しこれを甲が支援する場合（以下「災害発生時等」という。）におけるマスクその他防疫に必要な物資（以下「マスク等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等におけるマスク等の供給について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症をいう。

（マスク等の供給等）

第3条 甲は、災害発生時等において、マスク等を必要とするときは、乙に対し、物資供給要請書（1号様式）により、乙の保有するマスク等の供給を要請するものとする。ただし、緊急のため物資供給要請書による要請のいとまのない場合は、口頭等による要請を行うことができる。

2 甲は、前項ただし書の規定による要請を行ったときは、その後速やかに、物資供給要請書を乙に提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、甲に対し、物資供給要請書の内容に基づき、マスク等を供給するものとする。ただし、乙が災害による被害を受けた場合その他のマスク等の供給が困難であると認められるときは、この限りではない。

4 マスク等の運搬の方法及び引取場所は、甲乙協議の上定めるものとし、甲は、当該引取場所において乙の提出する出荷確認書（第2号様式）により確認のうえ、マスク等を引き取るものとする。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給の要請を行うことのできるマスク等は、次のとおりとする。

- (1) 一般用マスク
- (2) その他甲が指定する物資

(費用負担等)

第5条 乙が供給したマスク等の費用及び当該マスク等の運搬に要した費用（以下「本件費用」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 本件費用は、災害発生時等の直前における適正な価格を基準として甲乙協議のうえ決定する。
- 3 甲は、乙からの適法な請求があった日から30日以内に、本件費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害発生時等に備えるものとする。

- 2 甲及び乙は、担当者に変更があった場合は速やかに報告しなければならない。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲及び乙が、書面によりこの協定の解除の合意をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

以 上

災害発生時等におけるマスク等の供給に関する協定書（案）

令和 年 月 日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市

代表者 尼崎市長 稲村和美 印

乙 兵庫県尼崎市西川2丁目6番13号

ユニオン工業株式会社

代表取締役社長 永田達也 印

尼崎市（以下「甲」という。）とユニオン工業株式会社（以下「乙」という。）は、尼崎市域内で災害、感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、もしくは尼崎市域外において災害が発生しこれを甲が支援する場合（以下「災害発生時等」という。）におけるマスクその他防疫に必要な物資（以下「マスク等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等におけるマスク等の供給について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症をいう。

（マスク等の供給等）

第3条 甲は、災害発生時等において、マスク等を必要とするときは、乙に対し、物資供給要請書（1号様式）により、乙の保有するマスク等の供給を要請するものとする。ただし、緊急のため物資供給要請書による要請のいとまのない場合は、口頭等による要請を行うことができる。

2 甲は、前項ただし書の規定による要請を行ったときは、その後速やかに、物資供給要請書を乙に提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、甲に対し、物資供給要請書の内容に基づき、マスク等を供給するものとする。ただし、乙が災害による被害を受けた場合その他のマスク等の供給が困難であると認められるときは、この限りではない。

4 マスク等の運搬の方法及び引取場所は、甲乙協議の上定めるものとし、甲は、当該引取場所において乙の提出する出荷確認書（第2号様式）により確認のうえ、マスク等を引き取るものとする。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給の要請を行うことのできるマスク等は、次のとおりとする。

- (1) 一般用マスク
- (2) その他甲が指定する物資

(費用負担等)

第5条 乙が供給したマスク等の費用及び当該マスク等の運搬に要した費用（以下「本件費用」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 本件費用は、災害発生時等の直前における適正な価格を基準として甲乙協議のうえ決定する。
- 3 甲は、乙からの適法な請求があった日から30日以内に、本件費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平常時から情報交換を行い、災害発生時等に備えるものとする。

- 2 甲及び乙は、担当者に変更があった場合は速やかに報告しなければならない。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定成立の日からその効力を有するものとし、甲及び乙が、書面によりこの協定の解除の合意をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

以 上